

広島県最低賃金

40円(4.30%)引き上げて

「時間額970円」に

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会(会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正 広島修道大学教授)は、7月3日付
けで、広島県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、令和5
年8月4日、広島労働局長(かまいし ひでお 釜石 英雄)に対して、「広島県最低賃金を『時間額970
円』に改正することが適当である。」旨を答申しました。

この時間額970円は、現行の広島県最低賃金(930円)を40円引き上げるもので、本
年7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安額(広島県の場合40円)や県内の雇用
情勢等を踏まえて答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受けて、異議申出(期限8月21日)に関する手続等を経
て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、効力発生日については、令和5年10月1日となる予定です。

政府としましては、最低賃金の引き上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事
業者に対する支援策として、業務改善助成金の制度(ホームページ内にリーフレット掲
載)があります。広島労働局は、業務改善助成金を活用していただくため、8月9月を重
点的に周知していくこととしています。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 答申
最低賃金額	871円	871円	899円	930円	970円
対前年度上昇率	3.20%	0%	3.21%	3.45%	4.30%
対前年度上昇額	27円	0円	28円	31円	40円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があ
りますが、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時
に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。